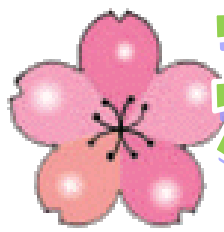




平成30年



# 春の交通安全市民運動 実施要綱



4月6日(金)～4月15日(日)

## スローガン

「ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～」

## サブスローガン

「車優先のまちから 歩行者優先のまちへ」

## 目 的

この時期は、不慣れな交通環境で通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配される時期です。また、気候もよくなり、行楽などで自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりして、交通事故の危険性が高まります。

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図りましょう。

## 全市一斉交通安全街頭活動の日

■内容 全市一斉に交通安全街頭活動を実施し、活動者自身と通行車両の交通安全意識の高揚を図ります。

(目標…1世帯1人の参加)

■期日 平成30年4月6日(金)

時間、場所などは各自治区、団体単位で設定。交通安全街頭活動にご協力をお願いします。

## 実施主体

- すべての豊田市民
- 市民会議加盟団体、自治区、学校、こども園・幼稚園、企業、団体等、交通事故撲滅を願うすべての機関・組織
- 自治区交通安全委員、高齢者交通安全アドバイザー等

## 取組重点

- ◎ 歩行者保護モデルカー活動の推進
- ◎ 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◎ 歩行者・自転車の交通事故防止
- ◎ 交差点事故の防止
- ◎ 飲酒運転の根絶
- ◎ すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用



豊田市交通安全市民会議

# 自転車安全利用五則を守りましょう！！



- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 自転車の点検を受けましょう！

自転車安全整備店で自転車の点検・整備（有料）を受けると、TS マーク（有効期間1年）が貼り付けされます。

この TS マークには賠償責任保険と損害保険が付帯されています。

1年に1度はご自分やご家族の安全のためにも、自転車の点検・整備を受けましょう。



点検 年 月 日 TS マーク

## 自転車事故を起こしたら・・・



自転車事故で相手を死傷させてしまうと、損害賠償金を請求されることもあります。実際に、小学生や高校生が起こした事故に対して高額な賠償命令も出されています。また、保護者が責任を問われることもあります。もしものために、自転車保険に加入しましょう。また、ヘルメット着用を心がけましょう。

### 【過去の事例】

11歳の少年が下りの坂道を20～30kmで走行し、散歩中の女性（62歳）に正面衝突。転倒し頭を強打した女性は、4年以上意識不明の寝たきりに。→約9,500万円の損害賠償（JAF HPより）

## 危ない自転車の運転をしていませんか？

### ～自転車の主な違反の罰則～

自転車は便利な乗り物ですが、ルールを守らないと大けがにつながります。責任の重大さを理解して正しく利用しましょう。自転車のルール違反の罰則も厳しく定められています。

#### ■二人乗り

二人乗りは禁止です！

⇒2万円以下の罰金または科料！

（ただし運転者が16歳以上で6歳未満の者を幼児用座席に乗車させている場合は除く）

#### ■傘さし運転

傘をさしたり、物を持ったり等視野を妨げ安定を失う恐れがある方法で運転することは禁止です！

⇒5万円以下の罰金！

#### ■走行中の携帯電話の使用

自転車を運転するときに携帯電話を持って通話や操作等をするのは禁止です！

⇒5万円以下の罰金！

#### ■走行中の大音量でのイヤホン等の使用

イヤホン等を使用して音楽等を聴くなど、まわりの音または声が聞こえない状態で自転車を運転することは禁止です！

⇒5万円以下の罰金！



（愛知県警察 HP より）

## <みなさまの活動例>

次の例を参考にして、それぞれの状況に合わせた活動を展開しましょう。



### ■ 学校、こども園、幼稚園では……

- ① 通学（園）路・生活道路の安全点検
- ② 登下校、登降園時の街頭指導
- ③ おたより等を利用して、シートベルト・チャイルドシート着用の呼びかけ
- ④ 交通安全作品（ポスター、標語、作文）の作成、掲示
- ⑤ ビデオ上映会、紙芝居による指導
- ⑥ 自転車教室を行いライト等の点検、ヘルメット着用や乗り方指導

### ■ 自治区、校区交通安全推進協議会、高齢者クラブ等では……

- ① 街頭啓発活動の実施
- ② 通学路、生活道路の点検（見通しを妨げる樹木等の剪定や草刈り）
- ③ 交通安全教室の開催
- ④ 回覧板、掲示板を利用した呼びかけ
- ⑤ 広報誌への啓発記事掲載
- ⑥ 通学路の見守り等の自主的なボランティアを実施する
- ⑦ 反射材の普及やシートベルト・チャイルドシート着用の呼びかけ



### ■ 職場では……

- ① 安全運転管理者等を中心とした全席シートベルト着用チェック
- ② 朝礼や各種会議の場を利用し交通安全意識の高揚
- ③ 広報誌、社内報、社内放送等を利用した呼びかけ
- ④ 飲酒運転追放署名の実施
- ⑤ 運転中の携帯電話の使用禁止を徹底
- ⑥ 「速度遵守・ハイビームの活用・歩行者優先」の思いやり運転（歩行者保護モデルカー活動を実践）

**STOP! 飲酒運転**



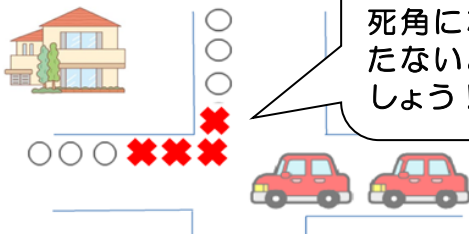
### ■ 家庭では……

- ① 大人が手本となって交通ルール、交通マナーを守り、子どもを指導
- ② 日常生活の中でヒヤリとした体験や、交通ルールの大切さについて話し合う
- ③ 子どもだけでなく、大人も一緒にドライバーから目立つよう、手を上げて横断
- ④ チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーシートの正しい利用と習慣付け
- ⑤ 子どもと道路を歩く時は、必ず手をつなぎ車道側を保護者が歩く
- ⑥ 自転車のライト等を点検し、反射材を使用する
- ⑦ 外出するときは、時間にゆとりを持って出かける
- ⑧ 飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないを徹底
- ⑨ 運転者は早めのライト点灯とハイビームの活用の実践

### ■立哨時の注意点■

歩行者、自転車の通行を妨げないよう、また自身が事故に巻き込まれないよう必ず地側側に並んでください。

※横断歩道付近は歩行者のために空けてください。



交差点の角（×部分）はドライバーの死角になるため立たないようにしましょう！

### <立哨グッズの提供について>

立哨活動等に対して支給します。

（物 品）たすき、サインボード  
（申請方法）市民会議事務局までお問い合わせください。

（そ の 他）たすき1回50枚  
サインボード1回20枚まで  
※1年に2回まで申請可能。



### <報告書の提出をお願いします>

（対 象）市民会議加盟団体、自治区、学校、こども園・幼稚園  
（自治区交通安全委員、高齢者交通安全アドバイザーは提出不要）

（期 限）所定の様式で平成30年4月20日（金）まで  
※番号を確かめてから送信してください。

（提出方法）郵送・FAX（32-3794）・Eメール（signal@city.toyota.aichi.jp）  
（そ の 他）報告書の様式は、市民会議HPにも掲載してありますので、御活用ください



## 歩行者保護モデルカー活動を推進中！

～交通事故死“全国ワースト1位”返上を豊田市から～

愛知県は15年連続 交通事故死者数全国ワースト1位です。そこで、豊田市では安心安全なまちを目指し、『歩行者保護モデルカー活動』を推進中です。

『歩行者保護モデルカー活動』とは…委嘱された事業所の車両にステッカーを貼り以下の3項目を実践した運転を行うことで交通事故抑止を目指す活動です。



ステッカーデザイン

**速度遵守**・・・制限速度を必ず守る

**ハイビームの活用**・・・ライト点灯時はハイビームを活用する

**歩行者優先**・・・横断歩道で歩行者を見たら必ず止まる

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 交通安全防犯課内

TEL：34-6633 FAX：32-3794 Eメール：signal@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：http://www.signal.toyota.aichi.jp/